

北大総長解任・選考の制度的問題

1. 国立大学学長の二つ（三つ？）の顔

- ①（教学組織としての）大学の長（法人法 11 条、学教法 92 条、基準 13 条の 2）
- ②大学管理機関（財政・組織を管理）の執行機関
- ③法人経営の責任者（法人法 11 条 3 号により制約）

国立大学法人法

- 第 11 条 学長は、大学の長としての職務（大学総括理事を置く場合にあっては、当該大学総括理事の職務に係るものを除く。）を行うとともに、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長は、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。
 - 3 学長は、次の事項について決定をしようとするときは、学長及び理事で構成する会議（第五号において「役員会」という。）の議を経なければならない。
 - 一 中期目標についての意見（国立大学法人等が第三十条第三項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。以下同じ。）及び年度計画に関する事項
 - 二 この法律により文部科学大臣の認可又は承認（第十三条の二第一項及び第十七条第六項の承認を除く。）を受けなければならない事項
 - 三 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
 - 四 当該国立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
 - 五 その他役員会が定める重要事項

学校教育法

- 第 92 条 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。
- 2 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
 - 3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

大学設置基準

（学長の資格）

第 13 条の 2 学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。（2003 文科令 15・追加）

国際的には、①②を分担している国（アメリカ・イギリスなど）と一致させている国（ドイツなど）がある。教学と経営（設置者）の緊張関係、調整のしくみはどの国にも存在

日本の国立大学は、かつてはドイツに近かった。現在は③でもあるとされるが、私立大学の総長（学長理事長）と比べると、法的にも実態的にも権限は限定的

2. 学長選考問題の本質

- 理事会とも評議会とも異なる独自の選考組織を置いているのは（おそらく）日本だけ

- 国立大学学長の選考の問題は、学長選考会議（と他の大学組織・構成員）の問題として起きてきた
- ⇒学長選考会議は、国立大学法人法制定（2003年）の際、慣習的に行われていた学長選挙をやめさせることをねらいとしてつくられた
- ⇒実際には、必ずしもねらい通りとならなかったため、学校教育法等改正（2014年）の際の行政指導により、学長選考会議のフリーハンドの確保（意向投票の「結果尊重」規定の削除、意向投票の廃止など）を推進
- 北大では、2016年12月の総長選考までは、他大学に見られたようなかたち（選考会議が意向投票次点以下の候補者を選考するなど）での、選考会議と学内の対立は顕在化してなかった
- 2016年12月の総長選考では、意向投票において、名和氏が2倍近い差をつけたにもかかわらず、選考会議では名和7票、山口5票、白票1票と票が割れた。このときから、選考会議内では意向投票の結果とは異なる動きが強まっていたと見ることができらるだろう
- 名和総長と選考会議の確執は2018年に顕在化（山形報告）
- 2020年の選考会議規程の「改正」
 - ①意向投票を1回限りとする（4/1）
 - ②選考方法は「合議」を基本とする（6/25）

国立大学法人北海道大学総長選考会議規程

(選考方法)

新) 第10条 総長の選考は、次条に規定する候補者のうちから、学内の意向を聴取した後、委員の合議により総長予定者を決定することにより行う。ただし、合議により決定することができなかつた場合は、委員の投票により総長予定者を決定することにより行う。

旧) 第10条 総長の選考は、次条に規定する候補者のうちから、第14条に規定する意向聴取の後、委員が投票により総長予定者を決定することにより行う。

- ⇒③の規程「改正」の内容は4/13の選考会議において審議されているが、6/16-23の「メール審議」にて急きょ決定。6/30の文科省の解任通知に間に合わせたように思われる
- ⇒6/16-23（規程「改正」）、6/30（解任通知）、7/9（総長選考スケジュール）の選考会議議事録はいずれも8/12作成（ホームページ掲載がいつかは不明）。
- ⇒「合議」による選考がどのくらい行われているのかも不明であるが、選考会議の個々の委員の責任を曖昧にする選考方法であり、支持できる内容とは思われない。認めるとすれば、（議事をライブ配信するなど）「合議」過程が徹底的に公表された場合

課題と展望

- 今回の事件を通じて浮き彫りになった制度上の問題点は、国立大学法人学長選考会議の特異かつ不合理な性格
- 学長は、①教育・研究組織との日常的な対話、②社会との共同による教育・研究の発展、③（②とのかかわりで）学生の権利・要求の重視、④上記を可能とする条件整備の要求、行政的介入の排除の追求を意識的、一体的に追求すべき存在。大学はこれを可能とする制度を追求すべき